

法制審議会  
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等  
に関する手続（IT化関係）部会  
第17回会議 議事録

第1 日 時 令和5年1月20日（金）自 午後1時31分  
至 午後1時45分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の  
見直しについて

第4 議 事 （次のとおり）

## 議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時刻となりましたので、部会第17回会議を開会いたします。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

本日は小澤委員、湯淺委員、衣斐幹事が御欠席と伺っております。

本日の審議に入ります前に、本日の配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 本日は、部会資料21「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱案（案）」を配布させていただいています。御確認ください。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは早速、本日の審議に入りたいと思います。本日は要綱案の取りまとめに向けた御議論をお願いしたいと思います。部会資料21の項目全体について御議論を頂きたいと思いますが、この部会資料につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 部会資料21は、部会資料20から変更、修正を加えて作成した要綱案の案でございます。

まず、7ページから8ページにかけて、第1の10「（3）配当等の額の供託」、④のただし書の記載を修正しております。部会資料20では、④のただし書におきまして、「当該供託に係る債権者がその日までに②の届出をしたときは、この限りでない」としておりました。これは、当該期間内に届出をしたときは効力を生じないものとする趣旨でございましたが、原案では不変期間の経過の後24時間を含む表現でありましたので、当該供託に係る債権者による届出を当該期間に認めることを明らかにするために、「当該供託に係る債権者がその期間が経過するまでに②の届出をしたときは、この限りでない」との表現に修正をしております。

また、33ページの3「（2）家庭裁判所調査官及び裁判所技官の報告書の電子化」の記載につき、②におきまして、「前記①の規律は」と記載しておりましたが、他の部分では前記といった言葉を付けておりませんでしたので、全体に合わせる形で前記という表現を外しまして、単に「①の規律は」との表現に修正をしております。

また、表紙にございますとおり、要綱案の名称を付けております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この資料21、要綱案（案）につきまして、どなたからでも結構ですので、また、どの部分、今御説明があった部分でも、そうでない部分でも結構ですので、全体を通して御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。特段の御発言はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、特段の御発言はございませんようですので、これより要綱案についてお諮りをしたいと思います。本日はウェブ会議を利用して議事進行を行っている関係上、念のため、ウェブを利用して出席されております委員の皆様と適時の意見表明が相互に可能な状態にあるかどうかについて確認をさせていただきたいと思います。お手数をお掛けしますが、私の声が聞こえていらっしゃる方は挙手ボタンやジェスチャー等によりお知らせを頂ければと思います。また、マイクボタンを通じて直接お知らせいただいても結構です。事務局においては、出席委員全員と適時の意見表明が相互に可能な状態にあることについ

て確認をお願いいたします。

ありがとうございました。出席委員全員と適時意見表明が相互に可能な状態であることを確認いたしました。挙手していただいている方は、恐縮ですが手を下ろしていただければと思います。

それでは、これから民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱案（案）についてお諮りをしたいと思います。

本日特段の御意見はなかったということですので、当部会といたしましては部会資料21で提示している内容で、この民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱案を取りまとめることとさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。もし御異議等がございましたら、先ほど同様、挙手ボタンあるいはジェスチャー等によってお知らせを頂ければと思います。また、マイクボタンを通じて直接お知らせいただいても結構です。

いかがでしょうか。特段の御異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、御異議がないようですので、出席委員全員の一致により賛成を頂いたものとして、当部会として要綱案を取りまとめることとしたいと思います。ありがとうございました。

なお、要綱案につきましてはこれまでも字句、表現の修正がされてまいりましたが、今後、総会における答申に至りますまでの間にも、法制的な観点等から形式的な表現等の修正があり得ることと存じます。恐縮ですが、このような形式的な修正につきましては部会長である私と事務当局に御一任を頂ければと存じますが、そのようなことでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、ただいま御了承いただきました要綱案の今後の取扱いにつきまして、事務当局の方から御説明をお願いいたします。

○**脇村幹事** ありがとうございます。今後についてでございますが、2月17日金曜日に法制審の総会が開催され、本日取りまとめいただいた要綱案を御審議いただく予定と聞いております。総会において要綱が取りまとめられますと、その後、法務大臣に答申されるという流れになります。答申がされた場合には、その答申に基づき法律案の策定作業を行い、速やかに法案を提出させていただくべく準備をしたいと考えております。

○**山本（和）部会長** ありがとうございました。

ほかに全体を通じまして何か御発言がございましたら、この際お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、以上でこの部会の議事を終えることができましたので、担当部局を代表して民事局長の金子委員に御挨拶をお願いしたいと思います。

○**金子委員** 金子でございます。当部会における調査審議の終了に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

当部会における審議は、令和4年4月の第1回会議から本日までの計17回に及び、この間、委員、幹事の皆様におかれましては、多岐にわたる論点につきまして大変密度濃く、またきめ細かく御議論いただきました。本日、要綱案の取りまとめに至りましたことは、山本和彦部会長を始め委員、幹事の皆様の多大な御尽力のたまものであると大変深く感謝しております。

今回の民事執行等の手続の見直しは、昨年の民事訴訟等のIT化、デジタル化のための法改正に引き続き、民事・家事関係手続のIT化、デジタル化を実現するものであり、各種民事裁判手続全体のIT化、デジタル化に向け、その意義は非常に大きいものと考えております。2月17日に開催されます法制審議会の総会で要綱が決定され、答申がされた後は、私どもといたしまして所要の法案を速やかに国会に提出するとともに、早期に法律として成立するよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。委員、幹事の皆様には今後とも様々な形で御支援、御協力を賜りたく、引き続きよろしくお願い申し上げます。

これまでの皆様の熱心な御審議に重ねて御礼を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○山本（和）部会長 金子委員、ありがとうございました。

それでは、私からも最後に皆様に一言御礼を申し上げたいと思います。今、金子委員からもお話がありましたが、1年弱という短い期間でありましたけれども、かなり多数回の部会会合を重ねるということで、また多数の法律に関わる難しい問題につきまして短期間で御議論を頂いて、本日取りまとめに至ったということは、私としても感慨深いものがあります。委員、幹事の皆様の熱心な御議論に感謝を申し上げたいと思います。総会で審議、答申がされた後は、できるだけ早くこの要綱案が実現できますよう、法務省の皆様方には引き続き御尽力を頂きたいと思います。

民事訴訟法については既に改正が実現しているわけではありますが、今回対象となった分野、例えば家事事件であるとか、あるいは倒産事件であるとか、諸外国の例を見ても、場合によっては民事訴訟本体よりもIT化に向けたニーズが高い部分というのもあるかと思っております。また、広い意味でのこの非訟事件に関わる手続の柔軟性が高い分野でもありますので、実務家による創意工夫の余地は大きな手続ではないかと思っております。

言うまでもなく、IT化というのは飽くまでもツールにすぎないわけでありまして、最終的な目標、目的は、利用者に対する利用しやすい民事手続を提供するということであり、そういう意味では、その実務家のこの法改正を前提とした様々な工夫で、利用しやすい手続を実現していただくということを研究者としても期待したいと思います。

最後になりましたが、改めて当部会の審議に関わっていただいた委員、幹事、関係官、全ての方々に心より御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、これもちまして民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会の審議を終えることとしたいと思います。

改めまして、本日まで熱心な御審議を賜りました皆様に深く御礼を申し上げます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—